

長野市消費者被害防止見守りネットワーク情報

架空請求のはがきにご注意ください！

・消費者確認通知書・民事訴訟裁判通達書・民事訴訟通告書

などと書かれた架空請求のはがきが、引き続き市内の50代から70代の女性を中心に送りつけられています。

差出人は、消費者生活センター、地方裁判所管理局や民事訴訟管理センターなどを名乗っており、「至急連絡がない場合は、被告の財産差し押さえを強制執行する」などと書かれています。あわてて連絡すると、ニセの弁護士事務所の電話番号を案内されるなど、言葉巧みに個人情報聞きお金をだまし取られてしまいます。

「忘れたころにやってくる」のが、特殊詐欺。今も消費生活センターには、毎日同様な相談が寄せられています。

このようなはがきは無視し、絶対に相手方に電話などしないでください。

消費者確認通知

平成31年 管理番号 (フ) 第 312 号

この度ご通知致しましたのは貴方が以前契約された当確会社に対する契約不履行に当該会社が裁判所に提訴された事を報告致します。

当確会社につきましては担当職員にて受け賜りますが、当センターは御本人様と訴訟内容の正当性を確認する機関になりますので原則的にご本人様からのご連絡をお願い致します。

尚、故意にご連絡無き場合、管轄裁判所から口頭弁論呼出状送達後に出廷となり執行官立会いのもと、あなたの給料や財産の差し押さえをされる事御座いますので十分ご注意ください。

※ 方が一身に覚えが無い場合、不正に個人情報を悪用されている事も考えられますので早急にご連絡をお願い致します。

取り下げ期日 2019/4/26

受付時間 9:00-17:30 (土・日・祭日を除く)

03-102-0094

東京都千代田区

消費者生活センター

～不安を感じたら迷わず電話～

- ◆長野市消費生活センター 224-5777 (消費者ホットライン 188)
- ◆長野中央警察署 244-0110
- ◆長野南警察署 292-0110 (警察相談専用電話 #9110)